（二）材料に対するボイコットは困難である為めに自然商品ボイコットとなる
アトウード材木会社は労働者を冷遇した而して材木会社はウヰルタイ・ベーカー、ココア会社の木箱を作って居た それで労働組合はココアの賣買を[illegible]たけれども遂にアトウード材木会社を[illegible]
△卸商人書記組合は一八九四年[illegible]工場製品のボイコットをすることを決議した 一九〇三年ビス[illegible]ツト会社は之が為めに[illegible]

ボイコットの傳播

△一商店に対しボイコットすれば他の商品までする
△それで取扱ふ店を凡てボイコットする
△新聞紙のボイコット
（一）新聞紙をとらぬ
（二）廣告を出さぬ 廣告を出す商品をボイコットする

商品ボイコットの欠点
（一）他の商品を使用せねばならぬ
（二）組合を悩むものが反ってそれを買ふ
（三）一九〇八年二月三日ダンベリイ帽子会社事件より米国裁判所はボイコットすべき店の名を廣告することを許可しないので其の反対に善き会社を廣告することになった

ボイコットと組合機関

團體
地方組合、全国組合 総同盟ボイコットはA.F.L.より騎士団が方法に於て進歩して居る
△製衣材工（監獄製衣反対）等はボイコットが生命
△金属磨工はボイコット八十日後ボイコットを決議して居る

ボイコットの法律

ボイコットはしてもよいが廣告は一九〇八年禁止さる

ボイコットの成績

「ボイコットその労働争闘に於ける効力」と云ふエチ、ダブリュ、レードラー氏によって著作されたる書物によると一八八六年より一八九二年間に行はれたボイコット六百四十三件の中成功したるものは四百二十四件 その分率は約六割六分である

	食物	建築物	建築材料	衣服	運輸機関	印刷	鐵鋼具	家具	土器	木材	金属	其他	合計
實数	二四五	一七一	二八	四七	五五	三六	二四	一四	一二	六	三	二	六四三
成功実数	一七四	一四一	二〇	三二	二五	[illegible]	[illegible]	五	一	四	一	二	四二四
成功比例率	七一・〇	八二・五	七一・四	六八・一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三五・七	八・三	六六・七	三三・三	[illegible]	六五・九

[illegible]パンの如き食物であるならばその職工が有効にボイコットに成功するといふことを知る[illegible]

第九講 労働組合と徒弟制度

賀川豊彦述

大正10年3月15日 西 送

徒弟制度の歴史

古代には徒弟制度なし（ローマ、ギリシャ）
中世紀に徒弟制度起る
英国 七年
佛国 三年―六年
独乙 二年―四年
一五六二年の英国徒弟法
△三人の徒弟に一人の職人
△夏期十二時間労働
△冬期曙より夕まで
△賃銀は政府公定

列国に於ける徒弟制度

△英国に於ては一八九七年百四十九万人の労働組合に於て九十万人が徒弟制度を実施し得る実力を持って居た。
△佛国に於ては一万のストライキの中僅か十五件が徒弟に関係して居た
然るに一八五一年一八九二年の法律に依り徒弟法が實施された佛国の徒弟法は徒弟の数に制限なし 然し無学者十六才以上なる時は教育すべきことを規定せられ居る
労働時間に於ても十四才以下は十時間 十四才より十六才は十二時間（一九〇八年）現今は八時間
前科者は徒弟を使用し得ず
△瑞西 労働組合員の多数なる縣に於ては徒弟法を履行す
労働時間は十二才より十五才は十時間（一九〇八年）現今は八時間
徒弟は公衆局にて審査を受けねばならぬ

△独乙は一八九七年徒弟法を規定す 自由市民（前科者にあらざる）のみ徒弟を雇ひ得 但し四週間前に之を申出ずべし 同業組合は徒弟の年限を期定する権利を有す
四年間が普通の徒弟の年限である
△濠洲は徒弟法に力を尽した 非工業労働は二年乃至四年の年期、工業にては三年以内
前科者は徒弟を使用すべからず
△白耳義には徒弟法なし

徒弟制度の發達

（一）法律的契約時代
（二）習慣時代
（三）自由時代
（四）組合契約時代
△一八〇三年印刷工（米国フィラデルフィア）が労働組合は徒弟よりでなくは組合員になれぬと規定しその後組合と徒弟制度が發達しだした。
△英国ではOdd Kabeleとか三分の二とかの徒弟を呼んだ

組合と徒弟制度

第一期 習慣的
第二期 年限の制限
第三期 人員の制限
之は逃げた徒弟が熟練工の顔をして他に這入らぬ為め